

事務連絡
令和6年9月6日

エア・ウォーター・ラボアンドフーズ株式会社（機関 ID:400101）
外部精度管理調査御担当者 様

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室

令和6年度環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査に係る結果等について

水道行政の円滑な推進については日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査について、下記1. のとおり結果がまとまりましたので御連絡します。また、下記2.（1）に該当する機関は、原因及び改善策について2.（3）の期限までに御回答ください。

記

1. 統一試料調査の結果

統一試料調査における貴機関の結果は以下のとおりです。※1

試料名	測定項目	中央値 ($\mu\text{g/L}$)	報告値 ($\mu\text{g/L}$)	誤差率 (%)	z スコア	改善策 の提出※2
項目 1	クロロ酢酸	2.76	2.64	-4.3	-0.65	
	ジクロロ酢酸	4.25	4.41	3.8	0.56	
	トリクロロ酢酸	6.50	6.78	4.3	0.65	
試料名	測定項目	中央値 (mg/L)	報告値 (mg/L)	誤差率 (%)	z スコア	改善策 の提出※2
項目 2	全有機炭素 (TOC)	0.429	0.436	1.6	0.24	
	全有機炭素 (TOC)	0.639	0.650	1.7	0.26	

※1 調査に参加していない場合は“-”としています。

※2 原因及び改善策の提出が必要な項目は“要”としています。

2. 原因及び改善策の提出

（1）提出を要する機関は以下のいずれかに該当する機関となります。（両方に該当するケースもあります）

① 中央値からの誤差率が大きい機関。具体的には1. の統一試料調査の結果において、報告値の誤差率が有機物試料で中央値 \pm 20%の範囲外の項目を有する機関が対象となります。原因及び改善策について検討の上、結果（報告書等）を提出ください。

② 水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関

以下の（項目1）又は（項目2）の欄に指摘事項のある機関は、報告書・標準作業書等において検

査方法告示からの逸脱がある等、水質検査の実施体制に疑義があると判断されました。改善策について検討の上、結果（報告書等）を提出ください。

（項目1） なし

（項目2） なし

（2）その他指摘事項

報告書等の提出は不要ですが、次の事項について早急に改善をしてください。

（項目1） なし

（項目2） なし

（3）提出資料及び提出方法

提出様式：（ア）別紙1（2.（1）①に該当する機関）又は別紙2（2.（1）②に該当する機関）

（該当する項目が複数ある場合は区別できるように記入してください。添付する根拠資料等は共通として構いません）

（イ）妥当性の再評価が必要な場合、妥当性評価書（様式任意）

提出方法：資料一式をメールにて御提出ください。ただし、原因究明の内容や経緯等が確認できる資料であって、メールによる提出が困難な資料については郵送による提出でも構いません。

提出期限：（ア）妥当性評価書以外の報告書：令和6年9月27日（金）

（イ）妥当性評価書：令和6年10月30日（水）

提出先：環境省水・大気環境局環境管理課

水道水質・衛生管理室 外部精度管理調査担当

（メール）suido-suishitsu@env.go.jp

（郵送による場合）〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

（4）注意事項

原因及び改善策の検討に当たっては、原因を憶測するのではなく、実際に行った分析操作から報告書作成までの過程の記録等に基づいて十分に検証を行い、是正処置を実施してその効果を確認するなど、必要な処置を講じ、それらの結果を踏まえて記入してください。

提出期限までに是正処置が完了しない場合には、その時点での対応状況を提出してください。その場合は、是正処置が完了し次第、速やかに追加の報告をお願いします。

また、改善内容によっては妥当性の再評価が必要となる場合があります。平成24年9月6日付け健水発0906第1号（最終改正：平成29年10月18日付け薬生水1018第1号）別添の「水道水質検査方法の妥当性評価のガイドライン」に従い、妥当性の再評価を上記提出期限までに提出してください。

【担 当】 環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室 宇津木
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-3581-3351（内線6586）
MAIL：suido-suishitsu@env.go.jp